○部課長及び署長事務専決規程

（昭和42年12月27日
高知県警察本部訓令第25号）

題名改正〔昭和53年本部訓令20号〕

〔沿革〕　昭和43年３月29日高知県警察本部訓令第３号、６月28日第14号、44年4月23日第10号、８月28日第14号、11月26日第17号、45年２月７日第２号、４月17日第５号、46年３月５日第２号、６月10日第11号、10月15日第14号、12月１日第18号、47年２月21日第１号、６月19日第９号、11月６日第15号、48年３月23日第４号、４月16日第７号、49年８月１日第13号、53年６月１日第６号、10月23日第20号、11月18日第23号、12月１日第25号、54年３月７日第６号、20日第９号、４月１日第11号、56年３月27日第９号、３月24日第６号、６月25日第16号、57年１月20日第２号、４月12日第９号、58年３月11日第２号、60年２月12日第２号、３月29日第８号、４月10日第12号、10月18日第21号、第22号、61年３月25日第７号、62年３月20日第８号、平成元年４月27日第９号、２年９月１日第21号、３年１月１日第１号、２月６日第２号、３月19日第12号、８月５日第18号、４年２月６日第３号、４日第４号、29日第６号、３月23日第10号、５月22日第14号、７月23日第16号、11月１日第21号、５年３月15日第３号、６年４月１日第７号、12日第２号、５月10日第11号、11月10日第18号、12月８日第20号、７年２月24日第２号、10月25日第18号、８年４月１日第６号、11月13日第16号、９年３月31日第５号、11月14日第13号、10年１月26日第１号、３月31日第４号、４月16日第５号、11月５日第11号、11年３月17日第２号、12年３月28日第９号、６月16日第13号、27日第15号、10月４日第17号、11月10日第18号、13年１月30日第３号、14年５月９日第12号、24日第14号、15年６月２日第14号、９月１日第19号、16年４月１日第６号、17年６月21日第16号、11月29日第25号、18年４月１日第４号、４月24日第16号、６月27日第20号、19年6月１日第23号、12月14日第36号、20年２月25日第３号、３月17日第８号、４月21日第17号、11月14日第27号、11月28日第28号、21年３月27日第８号、５月29日第15号、12月３日第23号、22年３月26日第２号、31日第６号、９月１日第14号、12月15日第20号、23年３月10日第９号、24年３月23日第３号、４月26日第17号、５月24日第19号、８月29日第24号、10月25日第25号、25年３月29日第５号、26年３月17日第７号、８月５日第22号、９月25日第24号、27年１月30日第２号、27年３月26日第９号、27年５月29日第16号、平成28年３月17日第７号、平成28年３月25日第９号、平成29年３月10日第８号、29年６月13日第24号、30年９月26日第11号、31年３月27日第11号、令和２年３月16日第２号、令和３年２月１日第１号、令和３年12月22日第29号、令和４年３月14日第６号、令和４年３月29日第10号、令和４年５月13日第25号、令和５年２月17日第１号、令和５年３月22日第６号、令和５年９月１日第21号、令和６年３月15日第３号、令和６年３月26日第４号、令和７年３月18日第５号、令和７年８月18日第20号、令和７年９月12日第22号、令和７年11月25日第25号、令和７年12月26日第27号、令和８年３月19日第９号、令和８年６月１日第19号

警　察　本　部
警　　察　　署

（趣旨）

第１条　この訓令は、部課長（通告官を含む。以下同じ。）及び署長の専決することができる事務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和43年本部訓令第14号〕

（部課長の専決事項）

第２条　部課長は、別に定めのあるもののほか、別表第１に掲げる事項に係る事務を専決することができる。

（署長の専決事項）

第３条　署長は、別に定めのあるもののほか、別表第２に掲げる事項に係る事務を専決することができる。

（専決上の留意事項）

第４条　前２条の規定により専決することができる事務であっても、重要若しくは異例

又は疑義のあるものについては、本部長に報告し、決裁を受けて処理しなければならない。

２　専決しようとする事務が公安委員会の権限に属するものであるときは、公安委員会の名において専決しなければならない。

（報告）

第５条　部課長及び署長は、専決した事務について、適宜処理の概要を本部長に報告するものとする。

付　則

（施行期日）

１　この規程は、昭和43年１月１日から施行する。

（旧規程の廃止）

２　高知県公安委員会事務警察署長専行規程（昭和30年12月本部訓令第16号）は、廃止する。

（経過規定）

３　この規程施行前における部課長および署長の事務専決処分は、それぞれ、この規程に基づいてなされたものとみなす。

付　則（昭和43年３月29日高知県警察本部訓令第３号）

この訓令は、昭和43年４月１日から施行する。

付　則（昭和43年６月28日高知県警察本部訓令第14号）

この訓令は、昭和43年７月１日から施行する。

付　則（昭和44年４月23日高知県警察本部訓令第10号）

この訓令は、昭和44年４月23日から施行する。

付　則（昭和44年８月28日高知県警察本部訓令第14号）

この訓令は、昭和44年９月１日から施行する。

付　則（昭和44年11月26日高知県警察本部訓令第17号）

この訓令は、昭和44年11月26日から施行し、昭和44年11月１日から適用する。〔以下略〕

付　則（昭和45年２月７日高知県警察本部訓令第２号）

この訓令は、昭和45年２月７日から施行する。

付　則（昭和45年４月17日高知県警察本部訓令第５号）

この訓令は、昭和45年４月７日から施行し、昭和45年４月１日から適用する。

付　則（昭和46年３月５日高知県警察本部訓令第２号）

この訓令は、昭和46年３月５日から施行する。

付　則（昭和46年６月10日高知県警察本部訓令第11号）

この訓令は、昭和46年７月１日から施行する。

付　則（昭和46年10月15日高知県警察本部訓令第14号抄）

（施行期日）

１　この訓令は、昭和46年10月20日から施行する。

付　則（昭和46年12月１日高知県警察本部訓令第18号）

この訓令は、昭和46年12月１日から施行する。

付　則（昭和47年２月21日高知県警察本部訓令第１号）

この訓令は、昭和47年２月21日から施行する。

付　則　（昭和47年６月19日高知県警察本部訓令第９号）

この訓令は、昭和47年６月19日から施行する。

付　則　（昭和47年11月６日高知県警察本部訓令第15号）

この訓令は、昭和47年11月10日から施行する。

付　則　（昭和48年３月23日高知県警察本部訓令第４号）

この訓令は、昭和48年３月24日から施行する。〔以下略〕

付　則　（昭和48年４月16日高知県警察本部訓令第７号）

この訓令は、昭和48年４月16日から施行する。

付　則　（昭和49年８月１日高知県警察本部訓令第13号）

この訓令は、昭和49年８月１日から施行する。

附　則　（昭和53年６月１日高知県警察本部訓令第６号）

この訓令は、昭和53年６月１日から施行する。

附　則　（昭和53年10月23日高知県警察本部訓令第20号）

この訓令は、昭和53年10月23日から施行する。

附　則　（昭和53年11月18日高知県警察本部訓令第23号）

この訓令は、昭和53年12月１日から施行する。

附　則　（昭和53年12月１日高知県警察本部訓令第25号）

この訓令は、昭和53年12月１日から施行する。

附　則　（昭和54年３月７日高知県警察本部訓令第６号）

この訓令は、昭和54年３月７日から施行する。

附　則　（昭和54年３月20日高知県警察本部訓令第９号）

この訓令は、昭和54年３月20日から施行する。

附　則　（昭和54年４月１日高知県警察本部訓令第11号抄）

（施行期日）

１　この訓令は、昭和54年４月１日から施行する。

附　則　（昭和55年３月27日高知県警察本部訓令第９号）

この訓令は、昭和55年４月１日から施行する。

附　則　（昭和56年３月24日高知県警察本部訓令第６号）

この規程は、昭和56年４月１日から施行する。ただし、第２条の改正規定のうち「職員の勤務を要しない時間の指定及び変更の承認申請に関すること。」については、昭和56年３月29日から施行する。

附　則　（昭和56年６月25日高知県警察本部訓令第16号）

この訓令は、昭和56年６月25日から施行する。

附　則　（昭和57年１月20日高知県警察本部訓令第２号）

この訓令は、昭和56年１月20日から施行する。

附　則　（昭和57年４月12日高知県警察本部訓令第９号）

この訓令は、昭和57年４月12日から施行し、昭和57年３月20日から適用する。

附　則　（昭和58年３月11日高知県警察本部訓令第２号）

この訓令は、昭和58年３月11日から施行する。

附　則（昭和60年２月12日高知県警察本部訓令第２号）

この規程は、昭和60年２月13日から施行する。

附　則（昭和60年３月29日高知県警察本部訓令第８号）

この規程は、昭和60年４月１日から施行する。

附　則（昭和60年４月10日高知県警察本部訓令第12号）

この訓令は、昭和60年４月１日から施行する。

附　則（昭和60年10月18日高知県警察本部訓令第21号）

この訓令は、昭和61年１月１日から施行する。

附　則（昭和60年10月18日高知県警察本部訓令第22号）

この規程は、昭和60年10月18日から施行する。

附　則（昭和61年３月25日高知県警察本部訓令第７号）

この訓令は、昭和61年４月１日から施行する。

附　則（昭和62年３月20日高知県警察本部訓令第８号）

この訓令は、昭和62年４月１日から施行する。

附　則（平成元年４月27日高知県警察本部訓令第９号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（平成２年９月１日高知県警察本部訓令第21号）

この訓令は、平成２年９月１日から施行する。

附　則（平成３年１月１日高知県警察本部訓令第１号）

この訓令は、平成３年１月１日から施行する。

附　則（平成３年２月６日高知県警察本部訓令第２号）

この訓令は、平成３年２月15日から施行する。

附　則（平成３年３月19日高知県警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成３年４月１日から施行する。

附　則（平成３年８月５日高知県警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成３年８月15日から施行する。ただし、警務部長、課長（共通）及び警務課長の専決事項に係る改正規定並びに署長専決事項に係る改正規定については平成３年10月１日から施行する。

附　則（平成４年２月６日高知県警察本部訓令第３号）

この訓令は、平成４年３月１日から施行する。

附　則（平成４年２月４日高知県警察本部訓令第４号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（平成４年２月29日高知県警察本部訓令第６号）

この訓令は、平成４年３月１日から施行する。

附　則（平成４年３月23日高知県警察本部訓令第10号抄）

（施行期日）

第１条　この訓令は、平成４年４月１日から施行する。

附　則（平成４年５月22日高知県警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成４年６月１日から施行する。

附　則（平成４年７月23日高知県警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成４年７月23日から施行する。

附　則（平成４年11月１日高知県警察本部訓令第21号）

この訓令は、平成４年11月１日から施行する。

附　則（平成５年３月15日高知県警察本部訓令第３号）

この訓令は、平成５年３月22日から施行する。

附　則（平成６年４月１日高知県警察本部訓令第７号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（平成６年４月12日高知県警察本部訓令第２号）

この訓令は、平成６年５月10日から施行する。

附　則（平成６年５月10日高知県警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成６年５月10日から施行する。

附　則（平成６年11月10日高知県警察本部訓令第18号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（平成６年12月８日高知県警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成６年12月８日から施行する。

附　則（平成７年２月24日高知県警察本部訓令第２号）

この訓令は、平成７年２月24日から施行する。

附　則（平成７年10月25日高知県警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成７年10月25日から施行し、同月18日から適用する。

附　則（平成８年４月１日高知県警察本部訓令第６号）

この訓令は、平成８年４月８日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則（平成８年11月13日高知県警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成９年１月１日から施行する。

附　則（平成９年３月31日高知県警察本部訓令第５号）

この訓令は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成９年11月14日高知県警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成９年11月14日から施行する。

附　則（平成10年１月26日高知県警察本部訓令第１号）

この訓令は、平成10年１月26日から施行する。

附　則（平成10年３月31日高知県警察本部訓令第４号）

この訓令は、平成10年４月１日から施行する。

附　則（平成10年４月16日高知県警察本部訓令第５号）

この訓令は、平成10年４月16日から施行する。

附　則（平成10年11月５日高知県警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成10年11月５日から施行し、同年11月１日から適用する。

附　則（平成11年３月17日高知県警察本部訓令第２号）

この訓令は、平成11年４月１日から施行する。

附　則（平成12年３月28日高知県警察本部訓令第９号）

この訓令は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成12年６月16日高知県警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成12年６月16日から施行し、同年４月１日から適用する。ただし、第５条の改正規定は同年５月29日から適用する。

附　則（平成12年６月27日高知県警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成12年７月１日から施行する。

附　則（平成12年10月４日高知県警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成12年10月１日から施行する。

附　則（平成12年11月10日高知県警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成12年11月24日から施行する。

附　則（平成13年１月30日高知県警察本部訓令第３号）

この訓令は、平成13年１月30日から施行する。ただし、別表第２の専決事項欄第１号中「、合併の承認」を「、合併の承認、分割の承認」に改める部分は、平成13年４月１日から施行する。

附　則（平成14年５月９日高知県警察本部訓令第12号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成14年４月１日から適用する。〔以下略〕

附　則（平成14年５月24日高知県警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成14年６月１日から施行する。

附　則（平成15年６月２日高知県警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成15年６月２日に施行し、この訓令による改正後の部課長及び署長専決規程の規定は同年４月１日から適用する。

附　則（平成15年９月１日高知県警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成15年９月１日から施行する。

附　則（平成16年４月１日高知県警察本部訓令第６号）

この訓令は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成17年６月21日高知県警察本部訓令第16号）

（施行期日）

１　この規程は、道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号。以下次項において「改正法」という。）附則第１条第４号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、平成17年６月21日から施行する。

（準備行為）

２　改正法第３条の規定による改正後の道路交通法第51条の13第１項の駐車監視員資格者証の交付その他確認事務の委託に関し必要な手続その他の行為に係る部分については、この規程の施行前においても行うことができる。

附　則（平成17年11月29日高知県警察本部訓令第25号）

この訓令は、平成17年11月29日から施行し、改正後の部課長及び署長専決規程の一部を改正する訓令の規定は、平成17年11月21日から適用する。

附　則（平成18年４月１日高知県警察本部訓令第４号）

この訓令は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成18年４月24日高知県警察本部訓令第16号）

この訓令中別表第１生活環境課長の部及び別表第２の改正規定は平成18年５月１日から、その他の改正規定は平成18年６月１日から施行する。

附　則（平成18年６月27日高知県警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成18年６月27日から施行する。

附　則（平成19年６月１日高知県警察本部訓令第23号）

この訓令は、平成19年６月１日から施行する。

附　則（平成19年12月14日高知県警察本部訓令第36号）

この訓令は、平成19年12月14日から施行する。

附　則（平成20年２月25日高知県警察本部訓令第３号）

この訓令は、平成20年３月１日から施行する。

附　則（平成20年３月17日高知県警察本部訓令第８号）

（施行期日）

１　この訓令中別表第１生活環境課長の部の改正規定は平成20年４月１日から、その他の改正規定は平成20年５月１日から施行する。

２　平成20年５月１日前にされた散弾銃又は空気銃の新規所持許可申請に係る許可は、この訓令による改正前の部課長及び署長事務専決規程の規定により署長が専決するものとする。

附　則（平成20年４月21日高知県警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成20年４月21日から施行する。

附　則（平成20年11月14日高知県警察本部訓令第27号）

この訓令は、平成20年11月14日から施行する。

附　則（平成20年11月28日高知県警察本部訓令第28号）

この訓令は、平成20年12月１日から施行する。

附　則（平成21年３月27日高知県警察本部訓令第８号）

この訓令は、平成21年４月１日から施行する。ただし、別表第１高速隊長の部の改正規定は、平成21年３月29日から施行する。

附　則（平成21年５月29日高知県警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成21年６月１日から施行する。

附　則（平成21年12月３日高知県警察本部訓令第23号）

この訓令は、平成21年12月４日から施行する。

附　則（平成22年３月26日高知県警察本部訓令第２号）

この訓令は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成22年３月31日高知県警察本部訓令第６号）

この訓令は、平成22年４月19日から施行する。

附　則（平成22年９月１日高知県警察本部訓令第14号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（平成22年12月15日高知県警察本部訓令第20号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（平成23年３月10日高知県警察本部訓令第９号）

この訓令は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成24年３月23日高知県警察本部訓令第３号）

この訓令は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成24年４月26日高知県警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成24年５月１日から施行する。

附　則（平成24年４月26日高知県警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成24年５月25日から施行する。

附　則（平成24年８月29日高知県警察本部訓令第24号）

この訓令は、平成24年８月29日から施行する。

附　則（平成24年10月25日高知県警察本部訓令第25号）

この訓令は、平成24年10月30日から施行する。

附　則（平成25年３月29日高知県警察本部訓令第５号）

この訓令は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成26年３月17日高知県警察本部訓令第７号）

この訓令は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成26年８月５日高知県警察本部訓令第22号）

この訓令は、平成26年８月１１日から施行する。

附　則（平成26年９月25日高知県警察本部訓令第24号）

この訓令は、平成26年10月１日から施行する。

附　則（平成27年１月30日高知県警察本部訓令第２号）

この訓令は、平成27年１月30日から施行する。

附　則（平成27年３月26日高知県警察本部訓令第９号）

この訓令は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成27年５月29日高知県警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成27年６月１日から施行する。

附　則（平成28年３月17日高知県警察本部訓令第７号）

この訓令は、平成28年４月１日から施行する。ただし、第２条の改正規定は、平成28年３月23日から施行する。

附　則（平成28年３月17日高知県警察本部訓令第９号）

この訓令は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成29年３月10日高知県警察本部訓令第８号）

この訓令は、平成29年４月１日から施行する。ただし、第２条の改正規定は、平成29年３月12日から施行する。

附　則（平成29年６月13日高知県警察本部訓令第24号）

この訓令は、平成29年６月14日から施行する。

附　則（平成30年９月26日高知県警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成30年９月26日から施行する。

附　則（平成31年３月27日高知県警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月16日高知県警察本部訓令第２号）

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年２月１日高知県警察本部訓令第１号）

この訓令は、令和３年２月１日から施行する。

附　則（令和３年12月22日高知県警察本部訓令第29号）

この訓令は、令和３年12月30日から施行する。

附　則（令和４年３月14日高知県警察本部訓令第６号）

この訓令は、令和４年３月15日から施行する。

附　則（令和４年３月29日高知県警察本部訓令第10号）

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年５月13日高知県警察本部訓令第25号）

この訓令は、令和４年５月13日から施行する。

附　則（令和５年２月17日高知県警察本部訓令第１号）

この訓令は、令和５年２月17日から施行する。

附　則（令和５年３月22日高知県警察本部訓令第６号）

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年９月１日高知県警察本部訓令第21号）

この訓令は、令和５年９月１日から施行する。

附　則（令和６年３月15日高知県警察本部訓令第３号）

この訓令は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月26日高知県警察本部訓令第４号）

この訓令は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月18日高知県警察本部訓令第５号）

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和７年８月18日高知県警察本部訓令第20号）

この訓令は、令和７年８月19日から施行する。

附　則（令和７年９月12日高知県警察本部訓令第22号）

この訓令は、令和７年10月１日から施行する。

附　則（令和７年９月12日高知県警察本部訓令第22号）

この訓令は、令和７年10月１日から施行する。

附　則（令和７年11月28日高知県警察本部訓令第25号）

この訓令は、令和７年11月28日から施行する。

附　則（令和７年12月26日高知県警察本部訓令第27号）

この訓令は、令和７年12月30日から施行する。

附　則（令和８年３月19日高知県警察本部訓令第９号）

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

附　則（令和８年６月１日高知県警察本部訓令第19号）

この訓令は、令和８年６月１日から施行する。

別表第１　（第２条関係）　一部改正〔昭和43年本部訓令３号・14号・44年10号・14号・17号・45年２号・５号・46年２号・11号・47年１号・９号・15号・48年４号・７号・49年13号・53年６号・20号・23号・25号・54年６号・９号・11号・55年９号・56年６号・16号・57年２号・９号・58年２号・60年２号・８号・12号・21号・22号・61年７号・62年８号・平成元年９号・２年21号・３年１号・２号・12号・18号・４年４号・３号・６号・10号・14号・16号・21号・５年３号・６年７号・２号・11号・18号・20号・７年２号・18号・８年６号・16号・９年５号・13号・10年１号・４号・５号・11号・11年２号・12年９号・13号・15号・17号・18号・13年３号・14年12号・14号・15年14号・19号・16年６号・17年16号・25号・18年16号・20号・19年23号・36号・20年３号・８号・17号・27号・28号・21年８号・23号・22年２号・６号・14号・20号・23年９号・24年３号・17号・19号・24号・25号・25年５号・26年７号・22号・24号・27年２号・９号・16号・28年７号・９号・29年８号、29年24号、30年11号、31年11号・令和２年２号・令和３年１号・令和３年29号・令和４年６号・令和４年10号・令和４年25号・令和５年１号・令和５年６号・令和５年21号・令和６年３号・令和６年４号・令和７年５号・令和７年20号、令和７年22号、令和８年９号、令和８年19号〕

部　課　長　専　決　事　項

専　決　者	専　　決　　事　　項	備　　考
部　　長 （共通）	１　課長（免許センター長、交機隊長、高速隊長、機動隊長及び警察学校長を除く。）の旅行命令に関すること。ただし、重要又は特異な用務による旅行命令は、本部長の承認を受けなければならない。 ２　課長の時間外勤務を命ずること。 ３　課長の休暇、欠勤、旅行、外泊、部分休業（修学部分休業及び高齢者部分休業を除く。）等の願届に関すること。 ４　警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成６年県条例第47号）第４条第３項に規定するフレックスタイム制に係る申告の受理及び勤務時間の割振り等に関すること。 ５　官公署その他に対する照会及び回答に関すること。 ６　所掌事務の調査及び連絡に関すること。 ７　部内各課の調整に関すること。 ８　その他所掌事務のうち、事案が軽易であって、本部長の決裁を受ける必要がないと認めること。	
警 務 部 長	１　巡査部長以下の警察官及び主任以下の一般職員の任免に関すること。 ２　退職手当の裁定に関すること。 ３　本部警察官に対する教練の実施に関すること。 ４　本部職員に対する一般教養の実施に関すること。 ５　警察文庫の運営に関すること。 ６　警察大学校の入校派遣に関すること。ただし、警察運営科及び警部任用科に関するものを除く。 ７　管区警察学校の入校派遣に関すること。 ８　文書逓送に関すること。	

	9　警察年鑑の編集及び配分に関すること。 10　定例の警察統計(犯罪統計を除く。)に関すること。 11　警察学校における各種教養実施概況報告に関すること。 12　高知県情報公開条例（平成２年県条例第１号）第９条の規定に基づく公文書開示請求書の受理に関すること。 13　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第１項の規定に基づく個人情報開示請求書の受理に関すること。	
生活安全部長	1　警備業の認定に関すること。 2　警備員指導教育責任者講習修了者及び機械警備業務管理者講習修了者と同等以上の知識及び能力を有する者の認定に関すること。 3　警備業の指示に関すること。 4　不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号。以下この項において「不正アクセス禁止法」という。）第９条第１項の規定に基づくアクセス管理者に対する援助に関すること。 5　不正アクセス禁止法第９条第２項の規定に基づく事例分析の委託に関すること。 6　拳銃及び空気拳銃の所持許可、猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの新規所持許可並びに猟銃の教習資格認定証の交付に関すること。 7　知事に対する軽易な火薬類の措置要請に関すること。 8　軽易な各種特別法令に基づく指示に関すること。 9　本部長指揮事件以外の各種犯罪の捜査及び取締りに関すること。 10　本部長指揮事件以外の各種犯罪の報告及び通報に関すること。 11　犯罪捜査について、部員の応援及び派遣に関すること。	公安委員会事務 〃 〃 〃 〃
	1　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下この項において「法」という。）第６条第４項及び第８条第５項の規定に基づく確認結果の通知の受理に関すること。 2　法第８条第３項の規定に基づく指定の取消しに関すること。 3　法第33条第１項の規定に基づく報告又は資料の提	公安委員会事務 〃 〃

	出の要求に関すること。	
	4　法第36条第４項の規定に基づく官庁、公共団体その他の者に対する協力要求（検察庁への前科調書送付依頼等の定型的な事案を除く。）に関すること。	〃
	5　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成３年国家公安委員会規則第４号。以下「施行規則」という。）第16条第１項の規定に基づく被害回復アドバイザーの協力に関すること。	〃
	6　施行規則第34条の規定に基づく報告調書の作成に関すること。	〃
	7　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則（平成３年国家公安委員会規則第５号。以下「意見聴取規則」という。）第９条第１項に規定する代理人選任届出書の受理に関すること。	〃
	8　意見聴取規則第10条第１項の規定に基づく補佐人の出席申請の受理及び許可に関すること。	〃
	9　意見聴取規則第11条の規定に基づく補佐人の付き添いの勧告に関すること。	〃
	10　暴力追放運動推進センターに関する規則（平成３年国家公安委員会規則第７号。以下「センター規則」という。）第１条第１項の規定に基づく指定の申請の受理に関すること。	〃
	11　センター規則第２条の規定に基づく指定の公示に関すること。	〃
	12　センター規則第３条第１項の規定に基づく名称等の変更届出の受理に関すること。	〃
刑事部長	13　センター規則第３条第２項の規定に基づく名称等の変更事項等の公示に関すること。	〃
	14　センター規則第３条第３項の規定に基づく定款等の変更届出の受理に関すること。	〃
	15　センター規則第８条第１項の規定に基づく相談事業の開始届出の受理に関すること。	〃
	16　センター規則第８条第２項の規定に基づく相談事業の開始の公示に関すること。	〃
	17　センター規則第９条第１項の規定に基づく相談事業の休廃止届出の受理に関すること。	〃
	18　センター規則第９条第２項の規定に基づく相談事業の再開届出の受理に関すること。	〃
	19　センター規則第９条第３項の規定に基づく相談事	〃

	業の再開の公示に関すること。 20　センター規則第14条の規定に基づく指定の取消しの公示に関すること。 21　不当要求情報管理機関登録規程（平成３年国家公安委員会告示第５号。以下「登録規程」という。）第４条第１項の規定に基づく登録申講書の受理に関すること。 22　登録規程第８条第１項の規定に基づく登録の更新申請の受理に関すること。 23　登録規程第９条第１項の規定に基づく変更届出の受理に関すること。 24　登録規程第９条第２項の規定に基づく登録証の書替えに関すること。 25　登録規程弟10条第１項の規定に基づく移転登録申請の受理に関すること。 26　登録規程第11条の規定に基づく事業の廃止届出の受理に関すること。 27　登録規程第12条第２項の規定に基づく登録の取消しの通知に関すること。 28　登録規程第13条の規定に基づく登録証の返納の受理に関すること。 29　登録規程第14条の規定に基づく報告要求に関すること。 30　高知県暴力団排除条例（平成22年県条例第36号）第25条第１項の規定に基づく説明又は資料の提出の要求の決定 31　本部長指揮事件以外の各種犯罪の捜査及び取締りに関すること。 32　本部長指揮事件以外の各種犯罪の報告及び通報に関すること。 33　死体の検視及び見分に関すること。 34　軽易な鑑識活動に関すること。 35　犯罪捜査について、部員の応援及び派遣に関すること。	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
	１　交通安全活動推進センターの指定の取消しに関する通知に関すること。 ２　交通反則通告制度の運用に関する事務のうち、交通反則通告制度に関する本部長指揮事件及び反則金相当額又は反則金の返還の決定以外の事務に関すること。	公安委員会事務

交通部長	3　本部長指揮事件以外の交通犯罪の捜査計画に関すること。 4　本部長指揮事件以外の交通犯罪の報告及び通報に関すること。 5　交通指導取締りの計画及び報告に関すること。 6　道路交通法（昭和35年法律第105号。以下この項において「法」という。）第22条の２第１項の規定に基づく最高速度違反車両、法第58条の４の規定に基づく過積載車両及び法第66条の２第１項の規定に基づく過労運転車両に係る指示（弁明の機会の付与を含む。）に関すること。 7　法第51条の13第１項の規定に基づく駐車監視員資格者証の交付に関すること。 8　確認事務の委託の手続きに関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第10条第１項の規定に基づく技能及び知識の審査に関すること。 9　法第75条の２の２第２項の規定に基づく報告又は資料の提出に関すること。 10　法第108条の30の規定に基づく地域交通安全活動推進委員協議会に関すること。 11　聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第26号）第３条の聴聞の主宰者の指名及び法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第27号）第３条の意見の聴取の主宰者の指名に関する事務 12　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下この欄において「運転代行業法」という。）第５条第３項の規定に基づく認定の拒否の通知に関すること。	公安委員会事務 〃 〃 〃 〃 〃 〃
警備部長	1　軽易な警備犯罪の捜査及び検挙計画の樹立に関すること。 2　軽易な警備計画及びその実施に関すること。 3　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第９号）第10条第３項本文の規定に基づく通報の受理に関すること。	公安委員会事務
参事官（共通）	1　部長（共通）の専決事項中４から７までに掲げる事項	
	1　職員、参考人、鑑定人等の旅行命令に関すること。	

課　　長 （共通）	2　職員の時間外勤務等の命令に関すること。 3　管理職員特別勤務手当の確認に関すること。 4　職員の休暇、欠勤、旅行、外泊、部分休業（修学部分休業及び高齢者部分休業を除く。）等の願届に関すること。 5　警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成６年県条例第47号）第４条第３項に規定するフレックスタイム制に係る申告の受理及び勤務時間の割振り等に関すること。 6　官公署その他に対する軽易な照会及び回答に関すること。 7　主管事務の軽易な調査及び連絡に関すること。 8　その他主管事務のうち、事案が軽易であって部長の決裁を受ける必要がないと認めること。	
会計課長	1　遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第５条第５号の規定に基づく特例施設占有者の申請に対する指定に関すること。 2　遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第６号。以下この項において「規則」という。）第28条第２項の規定に基づく特例施設占有者の指定を受けようとする施設占有者からの申請書の受理に関すること。 3　規則第28条第４項の規定に基づく特例施設占有者の指定の公示に関すること。 4　規則第29条第１項の規定に基づく公示事項の変更をしようとする特例施設占有者からの届出の受理に関すること。 5　規則第29条第２項の規定に基づく公示事項の変更の公示に関すること。 6　規則第29条第３項の規定に基づく申請書に添付した書類の記載事項に変更があったときの特例施設占有者からの届出の受理に関すること。 7　規則第30条第２項の規定に基づく特例施設占有者の指定の取消しの公示に関すること。	公安委員会事務 〃 〃 〃 〃 〃 〃
装備施設課　　長	1　公舎の入退居に関すること。 2　装備資機材の総合運用に関すること。 3　拳銃の貸与、管理換え、返納及び修理に関すること。 4　訓練実包、執行実包等の出納に関すること。 5　車両維持管理費及び警察船舶燃料費の配分に関す	

	ること。 6　県本部自動車の総合配車に関すること。	
警務課長	1　職員の身分異動報告の処理に関すること。 2　地方警務官の扶養手当、住居手当、通勤手当、児童手当及び単身赴任手当の認定に関すること。 3　本部当直員の割り当てに関すること。 4　警察官の任用に関する規則（昭和31年県人事委員会規則第14号）第６条第３項の規定に基づく試験の報告に関すること。 5　職員の任用に関する規則（昭和32年県人事委員会規則第19号）第22条第２項の規定に基づく任用候補者の提示の請求に関すること。 6　職員の採用試験の最終合格者に係る就職意思確認結果等の報告に関すること。 7　警察官採用試験の結果の公表及び成績の開示に関すること。 8　教養図書のあっせん及び紹介に関すること。 9　管区学校からの術科技能検定合格通知に関すること。 10　機関誌の発行に関すること。 11　警察文庫の貸出しに関すること。	
県民支援相談課長	1　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下この項において「法」という。）第13条第１項の規定に基づく、申請者その他の関係人からの報告、文書その他の物件の提出、出頭及び医師の診断に関すること。 2　法第13条第２項の規定に基づく、犯罪捜査の権限のある機関その他の公務所又は公私の団体に対する照会に関すること。	公安委員会事務 〃
監察課長	1　特別監察の実施に関すること。 2　軽微な規律違反等の処理に関すること。	
厚生課長	1　軽易な福利厚生に関すること。 2　健康管理処置命令に関すること。 3　警察共済組合及び警察義会の職員の出張を命ずること。 4　警察共済組合及び警察義会の職員の時間外勤務を命ずること。 5　警察共済組合及び警察義会の職員の休暇、欠勤、旅行、外泊その他の願届に関すること。	

情報管理課長	1　公文書類の接受、発送及び逓送に関すること。 2　警察庁電子計算組織による資料の送受信に関すること。	
留置管理課長	1　被疑者の護送に関すること。	
	1　質屋営業の許可の取消し及び質屋営業の停止に係る聴聞に関すること。	公安委員会事務
	2　探偵業の停止命令及び廃止命令の弁明の機会の付与に関すること。	〃
	3　探偵業者に対する指示に関すること。	〃
	4　特定金属くず買受業を営む者に対する指示に関すること。	〃
	5　特定金属くず買受業の停止命令の弁明の機会の付与に関すること。	〃
	6　盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和７年法律第75号）第13条第２項に規定する身分を示す証票の発行に関すること。	〃
	7　古物営業法（昭和24年法律第108号）第８条の２の規定に基づく閲覧等に関すること	〃
	8　古物商に対する差止め及び古物競りあっせん業者に対する競りの中止に関すること。	
	9　古物商及び古物市場主の古物営業の許可の取消し及び古物営業の停止並びに認定古物競りあっせん業者及び認定外国古物競りあっせん業者の認定の取消しに係る聴聞に関すること。	公安委員会事務
	10　古物営業法第22条第２項に規定する身分を示す証票の発行に関すること。	〃
	11　古物営業を営む者に対する指示に関すること。	〃
	12　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第８条第４項に規定する疑わしい取引の届出の通知に関すること。	〃
	13　犯罪による収益の移転防止に関する法律第16条第２項に規定する身分証明書の発行に関すること。	
	14　警備業の認定の更新に関すること。	公安委員会事務
	15　警備員指導教育責任者の兼任の承認に関すること。	〃
	16　警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の実施に関すること。	〃
	17　警備員指導教育責任者講習講師及び検定実技試験	〃

	員の指定に関すること。	
	18　警備員指導教育責任者資格者証及び機械警備業務管理者資格者証の交付、書換え及び再交付に関すること。	〃
	19　警備員等に対する検定の実施並びに成績証明書の交付、書換え及び再交付並びに合格証明書の交付、書換え及び再交付に関すること。	〃
	20　機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則に基づく特例承認に関すること。	〃
	21　警備業の認定の取消し並びに警備員指導教育責任者資格者証、警備業務に係る検定の合格証明書及び機械警備業務管理者資格者証の返納の命令並びに警備業務に係る営業の停止及び廃止に係る聴聞に関すること。	〃
生活安全企画課長	22　警備業法（昭和47年法律第117号）第47条第２項において準用する第38条第２項に規定する身分を示す証明書の発行に関すること。	〃
	23　特定の種別の警備業務の実施基準に関すること。	〃
	24　警備員教育を行うことができる者の指定に関すること。	〃
	25　銃砲刀剣類等所持許可及び年少射撃資格認定の取消しの聴聞に関すること。	〃
	26　銃砲刀剣類等所持許可者及び年少射撃資格者に対する指示に関すること。	〃
	27　猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施に関すること。	〃
	28　猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関すること。	〃
	29　講習修了証明書及び年少射撃資格講習修了証明書の交付に関すること。	〃
	30　猟銃の操作及び射撃に関する技能検定の実施に関すること。	〃
	31　技能検定通知書の交付に関すること。	〃
	32　技能検定合格証明書の交付に関すること。	〃
	33　教習射撃指導員及び練習射撃指導員の解任命令又は猟銃等保管業務及びクロスボウ保管業務の廃止若しくは停止の命令の弁明の機会の付与に関すること。	〃
	34　猟銃安全指導委員に対する研修の実施に関するこ	〃

	と。		
	35　猟銃安全指導委員を解嘱しようとするときの当該猟銃安全指導委員に対する弁明の機会の付与に関すること。	〃	
	36　火薬類、銃砲刀剣類等、高圧ガス、武器等及び消防危険物の通報等のうち、軽易な保安関係事務の処理に関すること。	〃	
	37　核燃料物質等運搬届出の受理、同届出者に対する指示及び業務に関する報告の徴収並びに原子炉設置者等の事務所、工場等に対する立入検査に関すること。	〃	
	38　核燃料物質等の運搬に関する軽易な業務の処理に関すること。	〃	
	39　放射性同位元素等運搬（変更）届出の受理、同届出者に対する運搬の状況及び運搬中における事故の報告の徴収に関すること。	〃	
	40　放射性同位元素等の運搬の連絡等軽易な事務の処理に関すること。	〃	
	41　風俗営業、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業、特定遊興飲食店営業、飲食店営業、浴場業営業、旅館業、興業場営業、特定性風俗物品販売等営業及び接客業務受託営業の停止並びに風俗営業及び特定遊興飲食店営業の許可の取消し並びに特例風俗営業者及び特例特定遊興飲食店営業者の認定の取消し並びに店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業の受付所営業及び店舗型電話異性紹介営業の廃止の聴聞に関すること。	〃	
	42　遊技機の認定及び検定に関すること。	〃	
	43　風俗営業所及び特定遊興飲食店営業所の管理者講習の実施に関すること。	〃	
	44　自動公衆送信装置設置者に対する勧告及び映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する措置命令に関すること。	〃	
	45　風俗営業者、性風俗関連特殊営業を営む者、特定遊興飲食店営業者、飲食店営業を営む者及び接客業務受託営業を営む者に対する指示に関すること。	〃	
	46　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第37条第３項に規定する身分を示す証明書の発行に関すること。	〃	

	47　風俗環境浄化協会の指定の申請の受理、風俗環境浄化協会からの届出及び報告の受理並びに風俗環境浄化協会の指定、変更及び指定の取消しの公示並びに指定の取消しの聴聞に関すること。 48　特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65号）第11条に基づく特定侵入行為の防止を図るため、錠取扱業者が組織する団体に対し、必要な助言、指導、その他の援助の実施に関すること。 49　道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第49条の３第１項の規定による自主防犯活動用自動車への青色防犯灯の装備に関する事務のうち、青色防犯灯を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明及び当該証明の取消し以外の事務に関すること。 50　軽易な特別法犯の捜査及び手配に関すること。	〃 〃
地域課長	1　警察用船舶の出動に関すること。	
通信指令課長	1　警察通信の使用管理及び統制に関すること。 2　非常警報装置の設備に関すること。	
人身安全・少年課長	1　ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下この項において「法」という。）第４条第１項の規程に基づく警告に関すること。 2　法第５条第２項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定に基づく聴聞に関すること。 3　法第５条第３項の規定に基づく緊急時の禁止命令等に関すること。 4　法第５条第６項の規定に基づく行った禁止命令等の内容等の通知（同条第10項において禁止命令等の有効期間の延長の処分について準用する場合を含む。）又は同条第７項の規定に基づく禁止命令等をしなかった旨等の通知（同条第10項において禁止命令等の有効期間の延長の処分について読み替えて準用する場合を含む。）に関すること。 5　法第７条第１項の規定に基づくストーカー行為等の相手方に対する援助に関すること。 6　法第13条第１項の規定に基づく警告のための報告徴収等に関すること。 7　法第13条第２項の規定に基づく禁止命令等のため	公安委員会事務 〃 〃 公安委員会

	の報告徴収等に関すること。 8　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に基づく地方裁判所からの書面提出要求に係る書面の提出及び地方裁判所からの通知に関すること。 9　子ども及び女性を対象とした性犯罪等の前兆事案の捜査及び手配に関すること。 10　行方不明者発見活動に関すること。 11　少年指導委員の告示及び研修の実施に関すること。 12　少年指導委員の解嘱の弁明に関すること。 13　店舗型電話異性紹介営業又は無店舗型電話異性紹介営業に係る自動販売機により利用カードを販売する者に対する指示に関すること。 14　立入調査証明書の発行に関すること。 15　インターネット異性紹介事業者の事業の停止命令及び廃止命令の弁明の機会の付与に関すること並びにインターネット異性紹介事業者に対する指示に関すること。 16　登録誘引情報提供機関へのインターネット異性紹介事業者に関する情報の提供に関すること。 17　軽易な少年犯罪の捜査及び手配に関すること。	事務 公安委員会事務 〃 〃 〃 〃 〃
サイバー犯罪対策課長	不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第９条第５項の規定に基づくアクセス制御機能を有する特定電子計算機の不正アクセス行為からの防御に関する啓発及び知識の普及に関すること。	公安委員会事務
刑事企画課長	1　手配に関すること。 2　犯罪統計に関すること。 3　受刑釈放者、仮釈放者等の通報に関すること。 4　手口事務の運用に関すること。	
捜査第一課長	1　軽易な犯罪の捜査に関すること。 2　移動警察の計画に関すること。 3　軽易な犯罪情報に関すること。 4　死体の調査に関すること。	
捜査第二課長	1　軽易な犯罪の捜査及び手配に関すること。 2　軽易な犯罪情報に関すること。	
	1　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下この項において「法」	公安委員会事務

	という。）第５条第２項、第15条の２第８項及び第30条の８第４項の規定に基づく指定の理由並びに意見聴取の期日及び場所の通知並びに意見聴取の期日及び場所の公示に関すること。		
	２　法第７条第１項、第３項及び第４項、第15条の２第８項並びに第30条の８第４項の規定に基づく指定の公示及び通知並びに公示事項の変更の公示に関すること。	〃	
	３　法第８条第７項、第15条の４第２項及び第30条の12第２項の規定に基づく指定の取消しの公示及び通知に関すること。	〃	
	４　法第13条の規定に基づく暴力的要求行為又は準暴力的要求行為の相手方に対する援助に関すること。	〃	
	５　法第14条第１項の規定に基づく事業者に対する援助に関すること。	〃	
	６　法第14条第２項の規定に基づく事業者の責任者に対する講習に関すること。	〃	
	７　法第15条第４項及び第５項並びに第30条の11第３項及び第４項の規定に基づく標章の貼付け及び除去に関すること。	〃	
	８　法第15条の２第５項及び第６項の規定に基づく標章の貼付け及び除去に関すること。	〃	
	９　法第15条の２第９項及び第30条の８第５項の規定に基づく警戒区域の変更の理由並びに意見聴取の期日及び場所の通知並びに意見聴取の期日及び場所の公示に関すること。	〃	
	10　法第15条の２第９項及び第30条の８第５項の規定に基づく警戒区域の変更の公示及び通知に関すること。	〃	
	11　法第33条第１項の規定に基づく立入検査に関すること。	〃	
	12　法第34条第２項の規定に基づく命令の理由並びに意見聴取の期日及び場所の通知並びに意見聴取の期日及び場所の公示に関すること。	〃	
	13 法第35条第５項の規定に基づく仮の命令の理由並びに意見聴取の期日及び場所の’通知並びに意見聴取の期日及び場所の公示に関すること。	〃	
	14　法第36条第１項の規定に基づく国家公安委員会に対する報告に関すること。	〃	
	15　法第36条第２項の規定に基づく国家公安委員会か	〃	

	らの通報の受理に関すること。	
	16　法第36条第３項の規定に基づく国家公安委員会に対する報告及び国家公安委員会からの通報の受理に関すること。	〃
	17　法第36条第４項の規定に基づく官庁、公共団体その他の者に対する協力要求のうち定型的な事案に関すること。	〃
組織犯罪対策課長	18　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成３年国家公安委員会規則第４号。以下「施行規則」という。）第14条第１項の規定に基づく暴力的要求行為又は準暴力的要求行為の相手方に対する援助の措置に関すること。	〃
	19　施行規則第15条の規定に基づく事業者に対する援助の措置に関すること。	〃
	20　施行規則第16条第１項の規定に基づく被害回復アドバイザーの運用に関すること。	〃
	21　施行規則第17条第１項の規定に基づく事業者の責任者選任届出の受理に関すること。	〃
	22　施行規則第19条の規定に基づく責任者講習の通知、責任者講習受講申込書の受理及び責任者講習の受講修了書の交付に関すること。	〃
	23　施行規則第35条第１項の規定に基づく提出資料目録の作成、同条第２項の規定に基づく同目録の写しの交付及び同条第３項の規定に基づく提出資料の返還に関すること。	〃
	24　施行規則第38条の規定に基づく標章の除去に関すること。	〃
	25　施行規則第39条及び第40条第１項の規定に基づく他の公安委員会に対する照会又は他の公安委員会からの照会の回答に関すること。	〃
	26　施行規則第40条第２項の規定に基づく他の公安委員会に対する書類その他の物件の送付に関すること。	〃
	27　施行規則第41条第１項の規定に基づく他の公安委員会に対する協力依頼及び協力に関すること。	〃
	28　施行規則第41条第２項の規定に基づく他の公安委員会に対する適切な措置に関すること。	〃
	29　施行規則第47条第1項の規定に基づく郵便の特殊取扱いに関すること。	〃
	30　施行規則第47条第２項及び第48条第３項の規定に	〃

	基づく郵便送達及び交付送達の記録の作成に関すること。	
	31　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則（平成３年国家公安委員会規則第５号。以下「意見聴取規則」という。）第10条第２項の規定に基づく補佐人の出席許可の通知に関すること。	〃
	32　意見聴取規則第11条の２の規定に基づく申請書の受理及び許可の通知に関すること。	〃
	33　意見聴取規則第12条第3項の規定に基づく参考人の出席要求の通知に関すること。	〃
	34　意見聴取規則第16条第３項の規定に基づく変更の意見聴取の期日及び場所の通知並びに公示に関すること。	〃
	35　意見聴取規則第23条第２項及び第40条第３項の規定に基づく意見聴取続行の通知及び公示に関すること。	〃
	36　意見聴取規則第34条第２項及び第40条第３項の規定に基づく証拠調の日時及び場所の通知に関すること。	〃
	37　意見聴取規則第35条第１項及び第40条第３項の規定に基づく提出物目録の作成に関すること。	〃
	38　意見聴取規則第35条第２項及び第40条第３項の規定に基づく提出物目録の写しの交付及び提出物の返還に関すること。	〃
	39　意見聴取規則第38条及び第40条第３項の規定に基づく書類の作成及び閲覧に関すること。	〃
	40　意見聴取規則第39条第１項及び第40条第３項の規定に基づく当事者に対する連絡に関すること。	〃
	41　意見聴取規則第40条第２項の規定に基づく意見聴取の期日及び場所の通知並びに公示に関すること。	〃
	42　意見聴取規則第41条第２項の規定に基づく郵便の特殊取扱い並びに郵便送達及び交付送達の記録の作成に関すること。	〃
	43　廃棄物の処理及び清掃に関する法律による意見聴取に対する回答に関すること。	
	44　高知県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第３号。以下この項において「規則」という。）第２条第１項の規定に基づく説明又は資料の提出の要求の通知	公安委員会事務

	45　規則第２条第２項に規定する説明・資料提出書の受理	〃
	46　規則第３条第１項の規定に基づく口頭による説明の聴取の指示	〃
	47　規則第３条第２項に規定する説明日時等変更申出書の受理	〃
	48　規則第３条第３項の規定に基づく口頭による説明の日時又は場所の変更の決定	〃
	49　規則第３条第４項の規定に基づく口頭による説明の日時又は場所の変更の決定の通知	〃
	50　規則第６条第１項の規定に基づく意見を述べる機会の付与の通知	〃
	51　規則第６条第２項に規定する意見書の受理	〃
	52　規則第６条第３項に規定する証拠資料の受理	〃
	53　規則第７条第１項の規定に基づく口頭による意見の聴取の指示	〃
	54　規則第７条第２項に規定する意見の聴取日時等変更申出書の受理	〃
	55　規則第７条第３項の規定に基づく口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更の決定	〃
	56　規則第７条第４項の規定に基づく口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更の決定の通知	〃
	57　規則第８条第３項に規定する代理人選任届出書の受理	〃
	58　規則第８条第４項に規定する代理人資格喪失届出書の受理	〃
	59　軽易な犯罪の捜査及び手配に関すること。	
	60　軽易な犯罪情報に関すること。	
鑑識課長	１　鑑識資料の収集､整備及び活用に関すること。 ２　軽易な現場鑑識に関すること。	
科学捜査研究所長	１　軽易な鑑定に関すること。	
	１　緊急自動車及び道路維持作業用自動車の届出、申請及び指定に関すること。	公安委員会事務
	２　安全運転管理者及び副安全運転管理者の届出、講習、教習及び認定に関すること。	〃
	３　安全運転管理者を選任している自動車の使用者に対する是正措置命令の際の弁明の機会の付与に関すること。	〃
	４　安全運転管理者を選任している自動車の使用者又	〃

	は当該安全運転管理者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めること。	
	5　交通安全活動推進センターに対しての財産の状況及び事業の運営に関する報告又は資料の提出を求めること。	〃
交通企画課長	6　道路交通法(昭和35年法律第105号。以下この項において「法」という。)第108条の２第１項第15号に規定する特定小型原動機付自転車運転者講習及び同項第16号に規定する自転車運転者講習の実施に関すること。	〃
	7　法第108条の３の５の規定に基づく受講命令の際の弁明の機会の付与に関すること。	〃
	8　道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の４の４の規定に基づく命令書の交付に関すること。	〃
	9　法第108条の３の６の規定に基づく国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理に関すること。	〃
	10　軽易な交通事故速報に関すること。	
	11　交通統計に関すること。	
	12　法第108条の29の規定に基づく地域交通安全活動推進委員の委嘱及び解嘱に関すること。	公安委員会事務
	13　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下この項において「運転代行業法」という。）第５条第１項の規定に基づく認定申請書の受理に関すること。	〃
	14　運転代行業法第５条第２項の規定に基づく認定、認定の通知に関すること。	〃
	15　運転代行業法第８条の規定に基づく変更の届出に関すること。	〃
	16　運転代行業法第９条の規定に基づく廃棄等の届出に関すること。	〃
	17　運転代行業法第22条第１項の規定に基づく指示（特定道路交通法令違反に係るものを除く。）に関すること。	〃
	18　運転代行業法第22条第２項の規定に基づく国土交通大臣からの通知（道路運送法違反に係る指示の通知を除く。）の受理に関すること。	〃
	19　運転代行業法第23条第２項の規定に基づく国土交通大臣からの要請の受理に関すること。	〃

	20　運転代行業法第25条の規定に基づく処分移送通知書の送付及び受理（特定道路交通法令違反による指示に係るものを除く。）に関すること。	〃
	21　運転代行業法の規定に基づく国土交通大臣との協議に関すること。	〃
	22　自動車運転代行業の営業の停止及び廃止に係る弁明の機会の付与に関すること。	〃
	1　道路交通法（昭和35年法律第105号。以下この項において「法」という。）第51条の４第３項の規定に基づく車両の駐車に関する状況の報告の受理に関すること。	公安委員会事務
	2　法第51条の４第４項の規定に基づく放置違反金の納付命令に関すること。	〃
	3　法第51条の４第６項の規定に基づく弁明通知に関すること。	〃
	4　法第51条の４第７項の規定に基づく弁明通知公示送達に関すること。	〃
	5　法第51条の４第10項の規定に基づく放置違反金公示納付命令に関すること。	〃
	6　法第51条の４第12項の規定に基づく仮納付金返還通知に関すること。	〃
	7　法第51条の４第13項の規定に基づく放置違反金の督促に関すること。	〃
	8　法第51条の４第14項の規定に基づく放置違反金等の滞納処分に関すること。	〃
	9　法第51条の４第16項及び第17項の規定に基づく放置違反金納付命令取消し及び還付通知に関すること。	〃
	10　法第51条の４第18項の規定に基づく放置違反金等の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達に関すること。	〃
	11　法第51条の５第１項の規定に基づく必要な報告又は資料の提出の要求に関すること。	〃
	12　法第51条の５第２項の規定に基づく官庁等への照会又は協力要請に関すること。	〃
	13　法第51条の６第１項の規定に基づく国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理に関すること。	〃
	14　高知県放置違反金の延滞金徴収条例（平成18年県条例第４号。次項において「徴収条例」という。）	〃

	第２条の規定に基づく延滞金の徴収に関すること。	
	15　徴収条例第３条の規定に基づく延滞金の減額又は免除に関すること。	〃
	16　法第51条の11の規定に基づく報告の要求及び立入検査に関すること。	〃
	17　法第51条の13第１項第１号イの規定に基づく駐車監視員資格者講習（以下この項において「資格者講習」という。）の実施に関すること。	〃
	18　確認事務の委託の手続きに関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下この項において「委託規則」という。）第２条第１項及び第３項の規定に基づく登録申請書及び登録更新申請書の受理に関すること。	〃
	19　委託規則第６条の規定に基づく資格者講習の開催日時等の公示に関すること。	〃
	20　委託規則第７条第１項の規定に基づく資格者講習の受講申込書の受理に関すること。	〃
	21　委託規則第９条第１項の規定に基づく資格者講習修了証明書の交付に関すること。	〃
交通指導課長	22　委託規則第９条第２項の規定に基づく資格者講習修了証明書の再交付申請書の受理及び再交付に関すること。	〃
	23　委託規則第10条第１項の規定に基づく技能及び知識の審査に関すること。	〃
	24　委託規則第10条第２項の規定に基づく認定申請書の受理に関すること。	〃
	25　委託規則第10条第４項の規定に基づく認定書の交付に関すること。	〃
	26　委託規則第10条第５項の規定に基づく認定書再交付申請書の受理及び再交付に関すること。	〃
	27　委託規則第11条第1項の規定に基づく駐車監視員資格者証（以下この項において「資格者証」という。）の交付申請書の受理に関すること。	〃
	28　委託規則第13条第１項の規定に基づく資格者証の書換え交付申請書の受理及び書換え交付に関すること。	〃
	29　委託規則第13条第２項の規定に基づく資格者証の再交付申請書の受理及び再交付に関すること。	〃
	30　委託規則第14条第１項及び第２項の規定に基づく資格者証の返納命令書の交付及び返納受理に関する	〃

	こと。 31　法第75条及び第75条の２の規定に基づく自動車の使用の制限に関する権限のうち使用制限命令及び聴聞以外の権限に関すること。 32　車両等の運行を直接管理する地位にある者が違反した場合の監督行政庁に対する通知に関すること。 33　法第108条の34の規定による車両等の運転者が違反した場合における事業者及び監督行政庁に対する通知又は車両等の使用者に対する通知に関すること。 34　交通指導取締りの調整に関すること。 35　法第127条第２項の規定に基づく通知及び通告の決定に関すること。 36　交通反則該当事件として検察庁又は家庭裁判所から逆送された事件の処理に関すること。 37　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下この項において「運転代行業法」という。）第22条第１項の規定に基づく指示（特定道路交通法令違反に係るものに限る。）に関すること。 38　運転代行業法第22条第２項の規定に基づく国土交通大臣からの通知（道路運送法違反に係る指示の通知に限る。）の受理に関すること。 39　運転代行業法第25条の規定に基づく処分移送通知書の送付及び受理（特定道路交通法令違反による指示に係るものに限る。）に関すること。 40　本部長又は交通部長が自ら処理する事項以外のもので必要と認める事項	〃 〃 〃 公安委員会事務 〃 〃
	１　道路交通法（昭和35年法律第105号。以下この項において「法」という。）第４条第１項後段の規定に基づく交通規制に関すること。 ２　交通規制の対象から除く車両の「標章」の交付に関すること。 ３　法第45条の２第２項の規定に基づく高齢運転者等標章の交付に関すること。 ４　法第109条の２に定める公安委員会が行う情報の提供に関すること。 ５　法第110条の２の規定に基づく公安委員会の権限に属すること。 ６　法第111条の規定に基づく道路の交通に関する調	公安委員会事務 〃 〃 〃 〃 〃

	査の実施及び調査結果の通知に関すること。	
	7　道路法（昭和27年法律第180号）第95条の２の規定に基づく道路管理者との調整（同法第48条の４に規定する自動車専用道路のうち国道56号須崎道路を除く。）に関すること。	〃
	8　林道、農道その他の道路法第３条に規定する道路以外の道路における道路管理者との調整に関すること。	〃
	9　高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第24条の２の規定に基づく国土交通大臣との協議に関すること。	〃
	10　駐車場法（昭和32年法律第106号）第３条第２項の規定に基づく知事との調整及び第５条第２項の規定に基づく地方公共団体の長との調整に関すること。	〃
	11　自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「車庫法」という。）第８条の規定による通知の受理に関すること。	〃
	12　車庫法第９条第２項の規定による文書の交付及び標章のはり付けに関すること。	〃
	13　車庫法第９条第３項の規定による申告の受理に関すること。	〃
	14　車庫法第９条第４項の規定による確認に関すること。	〃
	15　車庫法第９条第５項の規定による確認の通知及び標章の取り除きに関すること。	〃
	16　車庫法第10条第２項の規定による聴聞の通知及び公示に関すること。	〃
	17　車庫法第13条第２項の規定による通知に関すること。	〃
	18　交通安全活動推進センター（以下この項において「センター」という。）の指定の申請及び報告の受理並びにセンターの指定、名称等の変更及び指定の取消しの公示に関すること。	
	19　道路管理者が行う通行制限の通報の処理に関すること。	
交通規制課長	20　信号機、道路標識及び道路標示の設置について道路管理者等に対する協議又は申請に関すること。	
	21　路線を定める自動車運送事業の免許申請事案の調査のうち、軽易なものに関すること。	

	22　交通関係情報の交換に関すること。	
	23　災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下この項において「災対法」という。）第76条第１項の規定に基づく緊急通行車両以外の車両の通行の禁止及び制限（以下この項において「災対法の規定に基づく交通規制」という。）に関すること（通行の禁止及び制限の期間が、１月を超えない範囲内のものに限る。）。	公安委員会事務
	24　災対法第76条の４第１項の規定による道路管理者への要請に関すること。	〃
	25　災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下この項において「災対法施行令」という。）第33条第１項及び第２項の規定に基づく緊急通行車両の確認並びに同条第３項の規定に基づく標章及び証明書の交付に関すること。	〃
	26　災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下この項において「災対法施行規則」という。）第６条の３第１項の規定に基づく緊急通行車両の標章及び証明書の書換え交付に関すること。	〃
	27　災対法施行規則第６条の４第１項の規定に基づく緊急通行車両の標章及び証明書の再交付に関すること。	〃
	28　災対法施行規則第６条の５の規定に基づく緊急通行車両の標章及び証明書の返納の受理に関すること。	〃
	29　災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の確認並びに標章及び証明書の交付に関すること。	〃
	30　災対法施行令第33条の３第１項の規定により道路管理者から公安委員会に対して行われる通知の処理に関すること。	〃
	31　大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第24条の規定に基づく緊急輸送車両以外の車両の通行の禁止及び制限に関すること（通行の禁止及び制限の期間が、１月を超えない範囲内のものに限る。）。	〃
	32　大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条第１項及び第２項の規定に基づく緊急輸送車両の確認並びに同条第３項の規定に基づく標章及び証明書の交付に関すること。	〃
	33　大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総	〃

	理府令第38号。以下この項において「大震法施行規則」という。）第６条の３第１項の規定に基づく緊急輸送車両の標章及び証明書の書換え交付に関すること。		
	34　大震法施行規則第６条の４第１項の規定に基づく緊急輸送車両の標章及び証明書の再交付に関すること。	〃	
	35　大震法施行規則第６条の５の規定に基づく緊急輸送車両の標章及び証明書の返納の受理に関すること。	〃	
	36　原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下この欄において「原災法」という。）第28条第２項において災対法第76条第１項の規定を読み替えて適用することとされる緊急通行車両以外の車両の通行の禁止及び制限（以下この項において「原災法の規定に基づく交通規制」という。）に関すること（通行の禁止及び制限の期間が、１月を超えない範囲内のものに限る。）。 両の通行の禁止及び制限（以下この項において「原災法の規定に基づく交通規制」という。）に関すること（通行の禁止及び制限の期間が、１月を超えない範囲内のものに限る。）。	〃	
	37　原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号。以下この項において「原災法施行令」という。）第８条第２項の規定により読み替えて適用される災対法施行令第33条第１項及び原災法施行令第８条第１項の規定により読み替えて適用される災対法施行令第33条第２項の規定に基づく緊急通行車両の確認並びに災対法施行令第33条第３項の規定に基づく標章及び証明書の交付に関すること。	〃	
	38　原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策特別措置法施行令の施行に伴う災害対策基本法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成12年総理府令第59号）第１項の規定により読み替えて適用される災対法施行規則第６条の５の規定に基づく緊急通行車両の標章及び証明書の返納の受理に関すること。	〃	
	39　原災法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の確認並びに標章及び証明書の交付に関すること。	〃	
	40　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置	〃	

	に関する法律（平成16年法律第112号）第155条第１項の規定に基づく緊急通行車両以外の車両の通行の禁止及び制限（以下この項において「国民保護法の規定に基づく交通規制」という。）に関すること（通行の禁止及び制限の期間が、１月を超えない範囲内のものに限る。）。	
	41　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第39条において災対法施行令第33条第１項及び第２項の規定の例によることとされる緊急通行車両の確認並びに同条第３項の規定の例によることとされる標章及び証明書の交付に関すること。	〃
	42　国民保護法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の確認並びに標章及び証明書の交付に関すること。	〃
	１　運転免許関係の申請書及び届出書の受理に関すること。	公安委員会事務
	２　運転免許試験（再試験、再試験不合格者に対する免許の取消し及び免許の条件の解除等に関する審査を含む。）の実施に関すること。	〃
	３　運転免許証の交付及び再交付並びに返納の処理に関すること。	〃
	４　国外運転免許申請の受理並びに国外運転免許証の交付及び返納に関すること。	〃
	５　運転免許証の更新及び記載事項変更の処理に関すること。	〃
	６　指定自動車教習所の指定基準の適合検査に関すること。	〃
	７　指定自動車教習所の指定申請書に係る記載事項変更の処理に関すること。	〃
	８　指定自動車教習所を設置し、又は管理する者に対し、必要な報告または資料の提出を求めること。	〃
	９　国際運転免許証に係る自動車等の運転の禁止で90日未満の処分に関すること。	〃
	10　運転免許に係る講習等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第４号）第４条第２項第１号ロに規定する認知機能検査又は同項第２号ニに規定する運転技能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査又は講習の実施に関すること。	〃
	11　道路交通法（昭和35年法律第105号。以下この項	〃

	において「法」という。）第108条の２第１項第２号から第14号までに定める講習の実施に関すること。	
	12　国際運転免許証に係る自動車等の運転の禁止期間の短縮に関すること。	〃
	13　法第106条に定める国家公安委員会への報告に関すること。	〃
	14　国際運転免許証に係る自動車等の運転の禁止又は運転の禁止期間の短縮について、総理府令で定める事項の国家公安委員会に対する報告に関すること。	〃
	15　法第104条、法第104条の２の２第６項の規定に基づく意見の聴取の公示及び通知並びに法第104条の２及び法第104条の２の３第７項の規定に基づく聴聞の公示及び通知の事務に関すること。	〃
運転免許センター長	16　道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する親則（平成６年国家公安委員会規則第27号）第６条の補佐人の申請の受理、資格の判断及び許可通知に関する事務。	〃
	17　仮運転免許証の交付及び仮運転免許の取消処分に関すること。	〃
	18　運転免許の保留及び運転免許の効力の停止で90日未満の処分に関すること。	〃
	19　運転免許の保留及び運転免許の効力の停止期間の短縮に関すること。	〃
	20　運転免許証の手配に関すること。	〃
	21　運転練習のための運転免許試験場の使用許可に関すること。	〃
	22　道路交通法施行令（昭和35年政令第269号）第32条の２、第32条の３の２及び第32条の５に規定する緊急自動車の運転資格の審査に関すること。	〃
	23　再試験を行う旨の通知等に関すること。	
	24　法第108条の３、第108条の３の２及び第108条の３の３の規定に基づく受講通知に関すること。	公安委員会事務
	25　指定講習機関の指定の手続等に関すること。	
	26　運転習熟指導員の解任（弁明等の機会供与を含む。）を命ずることの手続に関すること。	
	27　指定講習機関の講習業務規程及び同規程の変更、認可手続に関すること。	
	28　指定講習機関に対する措置及び監督上の命令の手続に関すること。	
	29　指定講習機関に対する検査、報告又は資料の提出	

	を求めることに関すること。	
	30　指定講習機関の名称等の変更届出受理、講習の休止又は廃止の許可、指定の取消し（弁明等の機会供与を含む。）等の手続に関すること。	
	31　届出自動車教習所の届出の受理、指導及び助言に関すること。	
	32　届出自動車教習所を設置し又は管理する者に対し必要な報告又は資料の提出を求めること。	
	33　届出自動車教習所の届出事項の変更に関すること。	
	34　法第90条の規定に基づく適性検査を受け、又は診断書を提出すべき旨の命令に関すること。	公安委員会事務
	35　法第91条の規定に基づく免許の条件に関すること。	〃
	36　法第91条の２の規定に基づく申請による免許の条件の付与等に関すること。	〃
	37　法第97条の２第１項第３号の規定に基づく認知機能検査等、運転技能検査等及び高齢者講習、法第108条の２第１項第12号に掲げる講習、同条第２項の規定による講習又は第108条の32の２第１項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程に関すること。	〃
	38　法第97条の３の規定に基づく運転免許試験を停止すること。	〃
	39　法第97条の３の規定に基づく運転免許試験合格決定の取消しの手続(聴聞を除く。)に関すること。	〃
	40　技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号。以下この項において「審査規則」という。）第１条及び第10条第１項の規定に基づく技能検定員審査及び教習指導　員審査（以下この項において「技能検定員審査　等」という。）に関すること。	〃
	41　審査規則第２条及び第10条第２項に基づく技能検定員審査等の公示に関すること。	〃
	42　審査規則第３条第１項及び第11条第１項の規定に基づく技能検定員審査等の申請書の受理に関すること。	〃
	43　審査規則第５条及び第13条の規定に基づく技能検定員審査等の合格証明書の交付又は再交付に関すること。	〃

	44　審査規則第６条及び第14条の規定に基づく認定に関すること。	〃
	45　審査規則第７条第１項及び第15条第１項の規定に基づく技能検定員及び教習指導員の資格者証の交付に関すること。	〃
	46　審査規則第８条及び第16条第１項の規定に基づく技能検定員資格者証及び教習指導員資格者証の再交付申請書若しくは書換え申請書の受理又は当該資格者証の再交付に関すること。	〃
	47　法第99条の２第５項の規定に基づく技能検定員資格者証の返納命令の手続（聴聞を除く。）に関すること。	〃
	48　法第99条の３第５項の規定に基づく教習指導員資格者証の返納命令の手続（聴聞を除く。）に関すること。	〃
	49　法第99条の７の規定に基づく指定自動車教習所に対する適合命令等の手続に関すること。	〃
	50　法第100条の規定に基づく指定自動車教習所指定の取消し又は卒業証明書若しくは修了証明書の発行禁止処分の手続（聴聞を除く。）に関すること。	〃
	51　法第101条の４の規定に基づく認知機能検査等、運転技能検査等及び高齢者講習に関すること。	〃
	52　法第101条の５の規定に基づく必要な報告に関すること。	〃
	53　法第101条の６の規定に基づく医師からの診察結果の届出、医師からの確認の求めに対する回答及び居住地を管轄する公安委員会への通知に関すること。	〃
	54　法第101条の７の規定に基づく臨時認知機能検査等及び臨時高齢者講習に関すること。	〃
	55　法第102条の規定に基づく臨時適性検査及び診断書を提出すべき旨の命令に関すること。	〃
	56　法第90条第１項第１号から第２号までの規定に基づく免許の保留の解除及び法第103条第１項第１号から第３号までの規定に基づく免許の効力の停止の解除に関すること。	〃
	57　法第103条第６項の規定に基づく適性検査を受け、又は診断書を提出すべき旨の命令に関すること。	〃
	58　法第104条の２の３の規定に基づく免許の効力の停止の解除及び弁明の機会の付与に関すること。	〃

	59　法第104条の４の規定に基づく免許取消し申請の受理及び他の種類の免許を受けたい旨の申出に係る免許証の交付並びに運転経歴証明書の交付に関すること。 60　道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の12第１項の規定に基づく運転経歴証明書の記載事項の変更の届出の受理及び規則第30条の13第１項の規定に基づく運転経歴証明書の再交付の申請及び受理に関すること。 61　法第107条の３の２の規定に基づく必要な報告に関すること。 62　法第107条の４第３項の規定に基づく措置命令のうち免許の条件に関すること。 63　法第108条の32の２の規定に基づく運転免許取得者等教育のうち、次に掲げるの事項に関すること。 (1)　認定の手続 (2)　運転免許取得者等教育の適正な水準確保のために必要な指導又は助言 (3)　(2)の指導又は助言をするために必要な限度における必要な報告又は資料の提出 64　法第108条の32の３の規定に基づく運転免許取得者等検査のうち、次に掲げる事項に関すること。 （１）　認定の手続 （２）　運転免許取得者等検査の適正な水準確保のために必要な指導又は助言 （３）　（２）の指導又は助言をするために必要な限度における必要な報告又は資料の提出 65　センター長の旅行命令に関すること。ただし、県内旅行命令については交通部長、県外旅行命令については交通部長及び本部長の承認を受けなければならない。	〃 〃 〃 〃 〃 〃
交機隊長	１　軽易な交通関係犯罪の捜査及び手配に関すること。 ２　隊員の教養訓練実施についての細部的事項に関すること。 ３　隊長の旅行命令に関すること。ただし、県内旅行命については交通部長、県外旅行命令については交通部長及び本部長の承認を受けなければならない。	
	１　道路交通法（昭和35年法律第105号。以下この項において「法」という。）第59条の規定に基づく自	公安委員会事務

	動車の牽引の許可に関すること（高速自動車国道等（高知県警察組織規則（平成６年公安委員会規則第１号）第25条第１号に規定する高速自動車国道等をいう。以下同じ。）におけるものに限る）。	
	２　法第109条の２に定める公安委員会が行う情報の提供に関すること。	〃
	３　高速自動車国道法第24条の２の規定に基づく国土交通大臣との協議及び通知の受理に関すること。	〃
	４　災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下この項において「災対法」という。）第48条第２項の規定に基づく防災訓練のために行う交通の規制に関すること（高速自動車国道等におけるものに限る。）。	〃
	５　災対法第76条第１項の規定に基づく緊急通行車両以外の車両の通行の禁止及び制限（以下この項において「災対法の規定に基づく交通規制」という。）に関すること（高速自動車国道等に係るもので、通行の禁止及び制限の期間が１月を超えない範囲内のものに限る。）。	〃
	６　災対法第76条の４第１項の規定による道路管理者への要請に関すること（高速自動車国道等におけるものに限る。）。	〃
	７　災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下この項において「災対法施行令」という。）第33条第１項及び第２項の規定に基づく緊急通行車両の確認並びに同条第３項の規定に基づく標章及び証明書の交付に関すること。	〃
	８　災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下この項において「災対法施行規則」という。）第６条の３第１項の規定に基づく緊急通行車両の標章及び証明書の書換え交付に関すること。	〃
	９　災対法施行規則第６条の４第１項の規定に基づく緊急通行車両の標章及び証明書の再交付に関すること。	〃
	10　災対法施行規則第６条の５の規定に基づく緊急通行車両の標章及び証明書の返納の受理に関すること。	〃
高速隊長	11　災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の確認並びに標章及び証明書の交付に関すること。	〃

	12　大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下この項において「地震法」という。）第24条の規定に基づく緊急輸送車両以外の車両の通行の禁止及び制限に関すること（高速自動車国道等に係るもので、通行の禁止及び制限の期間が１月を超えない範囲内のものに限る。)。	〃	
	13　大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条第１項及び第２項の規定に基づく緊急輸送車両の確認並びに同条第３項の規定に基づく標章及び証明書の交付に関すること。	〃	
	14　大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号。以下この項において「大震法施行規則」という。）第６条の３第１項の規定に基づく緊急輸送車両の標章及び証明書の書換え交付に関すること。	〃	
	15　大震法施行規則第６条の４第１項の規定に基づく緊急輸送車両の標章及び証明書の再交付に関すること。	〃	
	16　大震法施行規則第６条の５の規定に基づく緊急輸送車両の標章及び証明書の返納の受理に関すること。	〃	
	17　地震法第32条第２項の規定に基づく地震に係る防災訓練のために行う交通の規制に関すること（高速自動車国道等におけるものに限る。)。	〃	
	18　原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下この項において「原災法」という。）第28条第２項において災対法第76条第１項の規定を読み替えて適用することとされる緊急通行車両以外の車両の通行の禁止及び制限（以下この項において「原災法の規定に基づく交通規制」という。）に関すること（高速自動車国道等に係るもので、通行の禁止及び制限の期間が１月を超えない範囲内のものに限る。)。	〃	
	19　原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号。以下この項において「原災法施行令」という。）第８条第２項の規定により読み替えて適用される災対法施行令第33条第１項及び原災法施行令第８条第１項の規定により読み替えて適用される災対法施行令第33条第２項の規定に基づく緊急通行車両の確認並びに災対法施行令第33条第３項の規定に	〃	

	基づく標章及び証明書の交付に関すること。 20　原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策特別措置法施行令の施行に伴う災害対策基本法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成12年総理府令第59号）第１項の規定により読み替えて適用される災対法施行規則第６条の５の規定に基づく緊急通行車両の標章及び証明書の返納の受理に関すること。 21　原災法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の確認並びに標章及び証明書の交付に関すること。 22　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下この項において「国民保護法」という。）第155条第１項の規定に基づく緊急通行車両以外の車両の通行の禁止及び制限（以下この欄において「国民保護法の規定に基づく交通規制」という。）に関すること（高速自動車国道等に係るもので、通行の禁止及び制限の期間が１月を超えない範囲内のものに限る。）。 23　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第39条において災対法施行令第33条第１項及び第２項の規定の例によることとされる緊急通行車両の確認並びに同条第３項の規定の例によることとされる標章及び証明書の交付に関すること。 24　国民保護法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の確認並びに標章及び証明書の交付に関すること。 25　国民保護法第42条第２項の規定に基づく国民の保護のための措置についての訓練のために行う交通の規制に関すること（高速自動車国道等に係るものに限る。）。 26　軽易な交通関係犯罪の捜査及び手配に関すること。 27　隊員の軽易な教養訓練の実施に関すること。 28　隊長の旅行命令に関すること。ただし、県内旅行命令については交通部長、県外旅行命令については交通部長及び本部長の承認を受けなければならない。	〃 〃 〃 〃 〃
	１　軽易な警備関係犯罪の捜査及び手配に関するこ	

警備第一課長	と。 2　軽易な装備資機材の貸出しに関すること。 3　軽易な警備関係渉外事務の処理に関すること。 4　警備資料の整備に関すること。 5　軽易な警備情報に関すること。	
警備第二課長	1　軽易な装備資機材の貸出しに関すること。 2　警察用航空機の使用及び搭乗に関すること。 3　緊急を要する警察用航空機の派遣要請を行う場合の警察庁に対する連絡に関すること。 4　緊急を要する警察用航空機の派遣及び派遣要請の受理に関すること。 5　職員以外の者の警察用航空機の搭乗に関すること。 6　軽易な災害警備訓練計画の策定及びその実施に関すること。	
機動隊長	1　警備実施以外の事案に対する隊員の応援出動を命ずること。 2　機動隊員の教養訓練に関すること。 3　隊長の旅行命令に関すること。ただし、県内旅行命令については警備部長、県外旅行命令については警備部長及び本部長の承認を受けなければならない。	
警察学校長	1　部外講師の委嘱に関すること。 2　学校給食に関すること。 3　校長の旅行命令に関すること。ただし、県内旅行命令については警務部長､県外旅行命令については警務部長及び本部長の承認を受けなければならない。	
通告官	1　交通反則告知の審査に関すること。 2　道路交通法第127条第１項の規定に基づく通告に関すること。 3　仮納付者に対する公示通告に関すること。 4　反則金不納付事件の送致に関すること。 5　告知書又は通告書の交付を所轄署長に嘱託すること。 6　その他通告センター及び支所の事務に関すること。	

別表第２　（第３条関係）　一部改正〔昭和43年本部訓令３号・44年14号・45年２号・46年14号・18号・47年15号・48年４号・53年23号・25号・56年６号・58年２号・60年２号・22号・62年８号・平成３年18号・４年３号・６号・10号・14号・６年18号・７年２号・18号・８年６号・16号・９年５号・10年４号・５号・11号・11年２号・12年18号・13年３号・14年12号・14号・15年19号・17年25号・18年４号・16号・20号・19年23号・36号・20年３号・８号・17号・28号・21年15号・23号・24年３号・24号・25号・26年７号・27年２号・28年７号・９号・令和３年１号・令和７年６号・令和７年22号・令和７年25号・令和８年９号〕

署　長　専　決　事　項

専　決　事　項	備　考
１　遺失物法（平成18年法律第73号）第25条第１項の規定に基づく施設占有者に対する報告又は資料の提出の要求に関すること。	公安委員会事務
２　遺失物法第25条第２項の規定に基づく特例施設占有者に対する報告若しくは資料の提出又は保管物件の提示の要求に関すること。	〃
３　遺失物法第26条の規定に基づく施設占有者又は特例施設占有者に対する指示に関すること。	〃
４　風俗営業の許可、許可に対する条件の付加又は変更、相続の承認、合併の承認、分割の承認及び構造設備の変更承認並びに特例風俗営業者の認定に関すること。	〃
５　特定遊興飲食店営業の許可、許可に対する条件の付加又は変更、相続の承認、合併の承認、分割の承認及び構造設備の変更承認並びに特例特定遊興飲食店営業者の認定に関すること。	〃
６　性風俗関連特殊営業の各種届出（廃止した場合におけるものを除く。）に対する届出確認書の交付、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業の受付所営業又は店舗型電話異性紹介営業の停止に係る標章の取り除き及び無店舗型性風俗特殊営業又は無店舗型電話異性紹介営業に係る違反広告物の除却に関すること。	〃
７　風俗営業者、性風俗関連特殊営業を営む者、特定遊興飲食店営業者、酒類提供飲食店営業を営む者、深夜において飲食店営業を営む者及び接客業務受託営業を営む者に対する報告又は資料の提出要求に関すること。	〃
８　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第１号）第６条の４（同規則第74条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく聴聞決定予定日の通知及び同通知に係る伝達に関すること。	〃
９　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条の２第２項の規定に基づく少年指導委員に対する立入りの指示に関すること。	〃

10　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び同法に関する法令に基づく申請又は届け出に関すること。	〃	
11　質屋営業の許可､営業内容の変更許可及び質屋営業法令に基づく諸願届の処理に関すること。	〃	
12　古物営業の許可及び古物営業法令に基づく申請又は届出の処理に関すること。	〃	
13　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に規定する疑わしい取引の届出の受理、報告、資料の提出要求、立入検査並びに指導、助言及び勧告に関すること。	〃	
14　高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例（平成８年県条例第41号）に基づく届出の処理に関すること。	〃	
15　高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例に基づく違反広告物の除却等の命命に関すること。	〃	
16　店舗型電話異性紹介営業又は無店舗型電話異性紹介営業に係る自動販売機により利用カードを販売する者に対する報告又は資料の提出要求に関すること。	〃	
17　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）及び同法に関する法令に基づくインターネット異性紹介事業者の事業開始の届出、廃止の届出等諸届出の処理並びに報告又は資料の提出要求に関すること。	〃	
18　警備業の認定申請､営業所の届出･廃止の届出等警備業法令に基づく諸届出の処理並びに報告の徴収及び立入検査に関すること。	〃	
19　探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）及び同法に関する法令に基づく探偵業の開始の届出、廃止の届出等諸届出の処理並びに報告及び立入検査に関すること。	〃	
20　盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和７年法律第75号。以下「金属盗対策法」という。）第４条の規定に基づく届出番号等の通知に関すること。	〃	
21　金属盗対策法及び同法に関する法令に基づく特定金属くず買受業の開始の届出、廃止の届出等諸届出の処理並びに報告徴収及び立入検査に関すること。	〃	
22　銃砲等又は刀剣類の所持許可（拳銃及び空気拳銃の所持許可並びに猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの新規所持許可を除く。）、許可の条件及び変更、猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可事項の抹消、銃砲等又は刀剣類の確認、猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の更新並びに猟銃、空気銃	〃	

及び備付け銃の番号又は記号の打刻及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）の第18条の２第１項に規定するクロスボウ番号標の表示に関すること。		
23　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号）第４条の３第１項に規定する認知機能に関する検査（同法第７条の３第３項で準用する場合を含む。）の実施に関すること。	〃	
24　銃砲刀剣類所持等取締法第４条の３第２項の規定に基づく医師の診断を受けるべきことの命令及び当該医師の診断書を提出すべきことの命令に関すること。	〃	
25　銃砲刀剣類所持等取締法第５条第１項に規定する許可申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けている場合の不許可に関すること。	〃	
26　技能講習通知書、技能講習修了証明書、練習資格認定証及び年少射撃資格認定証の交付に関すること。	〃	
27　銃砲刀剣類所持等取締法第９条の13第１項に規定する認定申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているときの不認定に関すること。	〃	
28　銃砲刀剣類所持等取締法第10条の６第１項の規定に基づく銃砲及び実包等の保管状況の報告の要求に関すること。	〃	
29　銃砲刀剣類所持等取締法第12条の３の規定に基づく同法第４条若しくは第６条の規定による許可を受けた者に対する報告の要求又は医師の診断を受けるべきことの命令に関すること。	〃	
30　銃砲刀剣類所持等取締法第13条の２の規定に基づく公務所等への照会に関すること。	〃	
31　銃砲若しくは刀剣類又は拳銃部品（以下「銃砲等」という。）の提出命令、銃砲等の仮領置及び仮領置に係る銃砲等の返還、銃砲刀剣類所持等取締法第13条の３の規定に基づく調査を行う間における銃砲又は刀剣類の保管及び保管に係る銃砲等の返還並びに銃砲刀剣類所持等取締法令に基づく諸届出の処理に関すること。	〃	
32　銃砲刀剣類所持等取締法第13条の４に規定する都道府県公安委員会の間の連絡に関すること。	〃	
33　銃砲刀剣類所持等取締法第28条の２第３項の規定に基づく猟銃安全指導委員に対する情報の提供に関すること。	〃	
34　火薬類運搬証明書の交付及び火薬類の運搬についての必要な指示に関すること。	〃	
35　猟銃用火薬類等の譲渡し、譲受け、輸入及び消費の許可並びに火薬類取締法令に基づく諸願届書の処理に関すること。	〃	

36　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第13条の規定に基づく暴力的要求行為又は準暴力的要求行為の相手方に対する援助に関すること。	〃	
37　暴力団対策法第14条第１項の規定に基づく事業者に対する援助に関すること。	〃	
38　暴力団対策法第33条第１項の規定に基づく立入検査に関すること。	〃	
39　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成３年国家公安委員会規則第４号。以下「施行規則」という。）第14条第1項の規定に基づく暴力的要求行為又は準暴力的要求行為の相手方に対する援助の措置に関すること。	〃	
40　施行規則第15条の規定に基づく事業者に対する援助の措置に関すること。	〃	
41　施行規則第16条第１項の規定に基づく被害回復アドバイザーの運用に関すること。	〃	
42　安全運転管理者及び副安全運転管理者の届出事項の変更に関すること。	〃	
43　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）及び同法に関する法令に基づく申請又は届出の処理並びに同法第21条に基づく報告及び立入検査に関すること。	〃	
44　道路交通法令に基づく自動車の使用制限に係る処分の執行に関すること。	〃	
45　道路交通法（昭和35年法律第105号。以下この項において「道交法」という。）第４条１項後段の規定に基づく交通規制に関すること。	〃	
46　道交法第109条の２に定める公安委員会が行う情報の提供に関すること。	〃	
47　道交法第110条の２の規定に基づく公安委員会の権限に関すること。	〃	
48　道交法第111条の規定に基づく道路の交通に関する調査の実施及び調査結果の通知に関すること。	〃	
49　公安委員会が通行を禁止し、又は制限した道路の通行の許可に関すること。	〃	
50　道交法第59条の規定に基づく自動車の牽引の許可に関すること。	〃	
51　車両等の運行を直接管理する地位にある者が違反をした場合の監督行政庁等に対する通知に関すること。	〃	
52　道交法第89条第１項の規定に基づく免許申請書等の受理及び運転免許試験（小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許の	〃	

運転免許試験、同法第97条の２第１項第３号の規定に該当する者に対する適性試験並びに指定自動車教習所における仮運転免許試験に限る。）の実施に関すること。		
53　道交法第89条第２項の規定に基づく質問票の交付に関すること。	〃	
54　道交法第91条の規定に基づく運転することができる自動車等の種類の限定、条件の付与及び条件の変更（視力に係るものに限る。）に関すること。	〃	
55　道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「道交法規則」という。）第18条の５の規定に基づく限定解除審査申請書（視力に係るものに限る。）の受理に関すること。	〃	
56　道交法第91条の２第１項の規定に基づく申請による免許の条件の付与又は変更に係る申請の受理に関すること。	〃	
57　道交法第91条の２第２項の規定に基づく申請による免許の条件の付与又は変更に関すること。	〃	
58　道交法第92条第１項の規定に基づく免許証の交付に関すること。	〃	
59　道交法第93条第２項（同法第95条の３及び第95条の４第２項により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく免許証への条件に係る事項（視力又は同法第91条の２第２項の規定に係るものに限る。）の記載に関すること。	〃	
60　道交法第93条の２の規定に基づく免許証の電磁的方法による記録に関すること。	〃	
61　道交法第94条第１項（同法第95条の５第２項により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく免許証の記載事項の変更届出の受理及び変更に係る事項の記載又は記録に関すること。	〃	
62　道交法第94条第２項の規定に基づく免許証の再交付の申請の受理及び再交付に関すること。	〃	
63　道交法第95条の２第１項の規定に基づく特定免許情報の記録の申請の受理に関すること。	〃	
64　道交法第95条の２第３項の規定に基づく特定免許情報の電磁的方法による記録に関すること。	〃	
65　道交法第95条の２第４項の規定に基づく免許証の返納の届出の受理に関すること。	〃	
66　道交法第95条の２第５項（同法第106条の３第３項において準用する場合を含む。）の規定に基づく免許証の交付を受けようとする場合における特定免許情報の記録の申請の受理に関すること。	〃	
67　道交法第95条の２第６項（同法第106条の３第３項において	〃	

準用する場合を含む。）の規定に基づく免許証の交付を希望しない旨の申出の受理に関すること。	
68　道交法第95条の２第10項の規定に基づく免許情報記録の抹消の届出の受理及び免許情報記録の抹消に関すること。	〃
69　道交法第95条の２第11項（同法第107条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づく免許証の交付の申請の受理に関すること。	〃
70　道交法規則第21条の13の規定に基づく戸籍電子証明書の提供を受けるための措置に関すること。	〃
71　道交法規則第21条の14第１項（同規則第30条の15第４項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特定署名用電子証明書記録情報の提供を受けるための措置に関すること。	〃
72　道交法第101条第１項（同法第107条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づく更新申請書等の受理に関すること。	〃
73　道交法第101条第４項（同法第107条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づく質問票の交付に関すること。	〃
74　道交法第101条第５項（同法第107条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づく適性検査の実施に関すること。	〃
75　道交法第101条の２第１項（同法第107条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づく特例更新申請書等の受理に関すること。	〃
76　道交法第101条の２第２項（同法第107条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づく質問票の交付に関すること。	〃
77　道交法第101条の４の２第１項の規定に基づく更新された免許証の交付に関すること。	〃
78　道交法第101条の４の２第２項の規定に基づく免許証の交付を希望しない旨の申出の受理に関すること。	〃
79　道交法第101条の４の２第３項（同法第107条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づく免許情報記録の有効期間の更新に関すること。	〃
80　道交法第101条の５の規定に基づく報告徴収に関すること。	〃
81　道交法第101条の６第１項の規定に基づく医師からの診察結果の届出の受理に関すること。	〃
82　道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成６年国公安委員会規則第27号。以下この項において「聴取規則」という。）第14条第１項の規定に基づく	〃

書面による弁明を認めることに関すること。	
83　聴取規則第14条第２項の規定に基づく弁明録取者の指名に関すること。	〃
84　聴取規則第15条第３項の規定に基づく弁明調書の受理に関すること。	〃
85　聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第26号。以下この項において「聴聞規則」という。）第21条第１項の規定に基づく弁明録取者の指名に関すること。	〃
86　聴聞規則第22条第３項の規定に基づく弁明調書の受理に関すること。	〃
87　道交法第104条の２の３第２項の規定に基づく弁明の機会の付与に関すること。	〃
88　道交法第104条の３第１項（同法第107条の５第11項において準用する場合を含む。）の規定に基づく免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付に関すること。	〃
89　道交法第104条の４第１項の規定に基づく免許の取消し申請及び他の種類の免許を受けたい旨の申出の受理に関すること。	〃
90　道交法第104条の４第２項の規定に基づく申請に係る免許の取消しに関すること。	〃
91　道交法第104条の４第３項の規定に基づく申請により免許を取り消した場合における免許証の返納の受理又は免許情報記録の抹消及び他の種類の免許を受けたい旨の申出に係る免許を与えることに関すること。	〃
92　道交法第105条の２第１項の規定に基づく運転経歴証明書の交付の申請の受理に関すること。	〃
93　道交法第105条の２第２項の規定に基づく運転経歴証明書の交付に関すること。	〃
94　道交法第105条の２第３項の規定に基づく運転経歴情報の記録の申請の受理に関すること。	〃
95　道交法第105条の２第４項の規定に基づく運転経歴情報の電磁的方法による記録に関すること。	〃
96　道交法規則第30条の10第１項の規定に基づく運転経歴証明書の記載事項の変更の届出の受理及び変更に係る事項の記載に関すること。	〃
97　道交法規則第30条の11第１項の規定に基づく運転経歴証明書の再交付の申請の受理及び再交付に関すること。	〃
98　道交法規則第30条の12の規定に基づく運転経歴証明書の返納の届出の受理に関すること。	〃
99　道交法規則第30条の15第１項の規定に基づく住所等の変更の届出の受理に関すること。	〃

100　道交法規則第30条の15第６項の規定に基づく戸籍電子証明書の提供を受けるための措置に関すること。	〃	
101　道交法規則第30条の16第１項の規定に基づく運転経歴情報の抹消に関すること。	〃	
102 道交法規則第30条の16第２項の規定に基づく運転経歴情報の抹消に関すること。	〃	
103 道交法第106条の２第１項の規定に基づく仮免許の取消しの手続に関すること。	〃	
104 道交法第106条の３第１項の規定に基づく免許証の返納の受理に関すること。	〃	
105 道交法第106条の３第２項の規定に基づく他の種類の免許を受けている場合（同法第104条の４第２項の規定により免許を取り消された者に限る。）における免許証の交付に関すること。	〃	
106 道交法第106条の３第４項の規定に基づく効力停止に際し提出された免許証の受理に関すること。	〃	
107 道交法第106条の３第５項の規定に基づく免許証の返還に関すること。	〃	
108 道交法第106条の４第１項の規定に基づく免許情報記録の抹消に関すること。	〃	
109 道交法第106条の４第２項の規定に基づく他の種類の免許を受けている場合（同法第104条の４第２項の規定により免許を取り消された者に限る。）における免許情報記録の書換えに関すること。	〃	
110 道交法第106条の５の規定に基づく免許証の交付及び免許情報記録の書換え（同法第104条の４第２項の規定により免許を取り消した場合に限る。）に関すること。	〃	
111 道交法第106条の６の規定に基づく免許情報記録の書換えに関すること。	〃	
112 道交法第107条の５第５項の規定に基づく自動車等の運転の禁止に際し提出された国際運転免許証等の受理に関すること。	〃	
113 道交法第107条の５第６項（同条第７項において準用される場合を含む。）の規定に基づく国際運転免許証等の返還に関すること。	〃	
114 道交法第107条の５第７項の規定に基づく処分期間中の再上陸に際し提出された国際運転免許証等の受理に関すること。	〃	
115 道交法第107条の７第２項の規定に基づく国外運転免許証の交付申請書の受理に関すること。	〃	
116 道交法第107条の７第３項の規定に基づく国外運転免許証の交付に関すること。	〃	
117 災害対策基本法（昭和36条法律第223号。以下「災対法」）と	〃	

いう。）第48条第２項の規定に基づく防災訓練のために行う交通の規制に関すること。	
118 災対法第76条第１項の規定に基づく緊急通行車両以外の車両の通行の禁止及び制限（以下「災対法の規定に基づく交通規制」という。）に関すること（通行の禁止及び制限の期間が、１月を超えない範囲内のものに限る。）。	〃
119 災対法第76条の４第１項の規定による道路管理者への要請に関すること。	〃
120 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第33条第１項及び第２項の規定に基づく緊急通行車両の確認並びに同条第３項の規定に基づく標章及び証明書の交付に関すること。	〃
121 災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「災対法施行規則」という。）第６条の３第１項の規定に基づく緊急通行車両の標章及び証明書の書換え交付に関すること。	〃
122 災対法施行規則第６条の４第１項の規定に基づく緊急通行車両の標章及び証明書の再交付に関すること。	〃
123 災対法施行規則第６条の５の規定に基づく緊急通行車両の標章及び証明書の返納の受理に関すること。	〃
124 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の確認並びに標章及び証明書の交付に関すること。	〃
125 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）第24条の規定に基づく緊急輸送車両以外の車両の通行の禁止及び制限に関すること（通行の禁止及び制限の期間が、１月を超えない範囲内のものに限る。）。	〃
126 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条第１項及び第２項の規定に基づく緊急輸送車両の確認並びに同条第３項の規定に基づく標章及び証明書の交付に関すること。	〃
127 大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号。以下「大震法施行規則」という。）第６条の３第１項の規定に基づく緊急輸送車両の標章及び証明書の書換え交付に関すること。	〃
128 大震法施行規則第６条の４第１項の規定に基づく緊急輸送車両の標章及び証明書の再交付に関すること。	〃
129 大震法施行規則第６条の５の規定に基づく緊急輸送車両の標章及び証明書の返納の受理に関すること。	〃
130 地震法第32条第２項の規定に基づく地震に係る防災訓練のために行う交通の規制に関すること。	〃
131 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原	〃

災法」という。）第28条第２項において災対法第76条第１項の規定を読み替えて適用することとされる緊急通行車両以外の車両の通行の禁止及び制限（以下「原災法の規定に基づく交通規制」という。）に関すること（通行の禁止及び制限の期間が、１月を超えない範囲内のものに限る。）。		
132 原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号。以下「原災法施行令」という。）第８条第２項の規定により読み替えて適用される災対法施行令第33条第１項及び原災法施行令第８条第１項の規定により読み替えて適用される災対法施行令第33条第２項の規定に基づく緊急通行車両の確認並びに災対法施行令第33条第３項の規定に基づく標章及び証明書の交付に関すること。	〃	
133 原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策特別措置法施行令の施行に伴う災害対策基本法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成12年総理府令第59号）第１項の規定により読み替えて適用される災対法施行規則第６条の５の規定に基づく緊急通行車両の標章及び証明書の返納の受理に関すること。	〃	
134 災法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の確認並びに標章及び証明書の交付に関すること。	〃	
135 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第155条第１項の規定に基づく緊急通行車両以外の車両の通行の禁止及び制限（以下「国民保護法の規定に基づく交通規制」という。）に関すること（通行の禁止及び制限の期間が、１月超えない範囲内のものに限る。）。	〃	
136 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第39条において災対法施行令第33条第１項及び第２項の規定の例によることとされる緊急通行車両の確認並びに同条第３項の規定の例によることとされる標章及び証明書の交付に関すること。	〃	
137 国民保護法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の確認並びに標章及び証明書の交付に関すること。	〃	
138 国民保護法第42条第２項の規定に基づく国民の保護のための措置についての訓練のために行う交通の規制に関すること。	〃	
139 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第12条の規定による報告又は資料の提出要求に関すること。	〃	
140 署員の招集に関すること。		
141 署員の勤務を要しない時間の指定及び変更の承認申請に関すること。		

142 署員の休暇、欠勤、旅行、外泊、部分休業（修学部分休業及び高齢者部分休業を除く。）等の願届に関すること。 143 署員の時間外勤務等の命令に関すること。 144 管理職特別勤務手当の確認に関すること。 145 警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成６年県条例第47号）第４条第３項に規定するフレックスタイム制に係る申告の受理及び勤務時間の割振り等に関すること。	